

帝京大学ちば総合医療センター院内感染対策指針

平成 22 年 12 月 24 日

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

帝京大学ちば総合医療センター（以下当院）は「私たちは、質の高い医療の実践を通して社会に貢献します」という病院理念に基づき医療の提供を行っている。質の高い医療の実践のためには感染対策の実施は必要不可欠である。院内感染の発生をゼロにすることはもとより不可能である。しかし、その発生をできる限り防止し、発生した際に速やかな情報収集に基づく原因の特定、感染の制圧・終息を目指すことは病院として重要な責務のひとつである。本指針は院内感染対策活動の必要性・重要性をすべての部署・職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行うことを目的として作成するものである。

2. 院内感染対策のための委員会・組織に関する基本的事項

【院内感染対策委員会】

当院における院内感染対策に関する組織として、病院長、看護部長、事務長を含む各部署の代表者をもって委員とする院内感染対策委員会を設置し、月 1 回定期的に会議を行い、以下の事項について検討協議・推進を行う。

院内感染対策の検討・推進

院内感染防止のための対応および原因究明

院内感染に関する情報収集および分析

院内感染対策に関する研修の企画・実施

【感染制御部】

医師・看護師・薬剤師・検査技師・事務職員などで構成される、病院長直属の感染制御部を設置し、以下の事項を行う。院内感染に関する問題発生などを迅速に把握し、対応策の決定を行うことを主な任務とする。

院内感染対策指針およびマニュアルの作成・見直し

サーベイランスの実施

院内ラウンド

アウトブレイク発生時の対応

感染対策処置に関する助言・指導

活動内容の院内感染対策委員会への報告

【リンクナース】

各部署の看護師からリンクナースが選出され、役割モデルとして以下に示す院内感染対策の教育・啓蒙・改善活動を行う。

各部署の情報収集および感染制御部への報告

感染制御部からの指導内容・情報の自部署へ浸透

科学的な根拠に基づいた感染対策の実践

3. 院内感染対策のための職員教育・研修に関する基本方針

院内感染対策の基本的考え方および具体的方策について職員に周知徹底を図り、職員の院内感染に対する意識を高める。

当院職員は新入職時オリエンテーションの際に標準予防策を主体とした研修を受ける。それ以外に年2回程度、病院全体に共通する院内感染に関する全職員対象の講習会を開催する。研修の実施内容（日時、出席者数、研修項目など）について記録・保存をする。資料配布などにより、欠席者に対するフォローアップも行う。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内で発生した感染症の、発生状況や原因に関するデータを継続的に収集し、的確な感染対策を実施できるように、各種サーベイランス（耐性菌、インフルエンザなど）を行う。院内感染対策上問題となる各種感染症を覚知した職員は、随時感染制御部に報告する。感染制御部長は必要に応じ、直ちにあるいは院内感染対策委員会の際に病院長に報告する。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

各種サーベイランスをもとに、院内感染のアウトブレイク・異常発生をいち早く特定し、迅速な対応がとれるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。

感染制御部長はアウトブレイクあるいは異常発生時には、その状況・対応などを、直ちにあるいは院内感染対策委員会の際に病院長に報告する。必要に応じ、感染制御部会を臨時に開催し、速やかに原因究明、改善策の立案を行う。

報告の義務付けられている感染症が特定された場合には、速やかに保健所（健康福祉センター）に報告する。必要に応じ保健所とともに対策について検討を行う。

6. 指針の閲覧に関する基本方針

本指針は当院のホームページから、誰もが閲覧できるようにする。電子カルテからも開ける状態とし、職員がいつでも確認できるようにする。

7. 院内感染対策の推進のために必要なその他の基本方針

職員は院内感染対策マニュアルにそって、手洗いの徹底、マスクの着用など、標準予防策を中心とした感染予防の遵守に努める。また定期健診を必ず受け、自身の健康管理に留意する。ワクチンによって予防可能な疾患（B型肝炎、インフルエンザ、麻疹、風疹、水痘、ムンプスなど）の存在を確認し、接種該当者は積極的にワクチンを接種するよう心がける。